

VV



鹿労発基1225第1号の2
令和元年12月25日

関係事業者団体等の長 殿

鹿児島労働局長



有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり令和2年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和3年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場

において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 による報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正により新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
250	モリブデン化合物（三酸化モリブデンに限る。）	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

82002

有害物ばく露作業報告書

ページ
□ / □
総ページ
□

労働保険番号	都道府県 管轄	基幹番号	被指導事業者番号	事業場の名称					
事業の種類				事業場の所在地 人					
ばく露作業報告対象物の名称 名称				コード □ □ □ □	対象年 9:令和 → □ □ □ □				
対象物等の用 途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	対象物等の物理的性状	対象物等の取扱い量	年間製造・販売量	作業1回当たりの露地・販賣の量	1日当たりの作業時間	ばく露作業 従事者数	発散抑制措置の状況 (右に詰めて記入する。)
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

事業者職氏名

年月日

労働基準監督署長殿

印

受付印

別表1

コード	用 途
01	ぼく露作業報告対象物の製造
02	ぼく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用(コード11に掲げるものを除く。)
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可逆剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加熱剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	防腐、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剝離等を目的とした使用
09	試験としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表2

コード	ばく露作業の種類
29	印刷の作業
30	刷毛の作業
31	着色落し、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は滅藻の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払拭、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は巻きの作業
43	鉛造、溶融又は融出の作業
44	被覆、粉砕又はあるいは分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌、溶解又は加熱の作業
50	その他

(1) 口口で表示された物(以下「記入件」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読み取装置(O C I R)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴を開けたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

(2) 記入件の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアビア文字で明瞭に記入すること。

(3) 「対象物等の用途」が9以上ある場合は、2枚目を使用すること。この場合に「總ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。

(4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合は、「労働者数」、「事業場の名稱」及

び「労働年数」の欄は、記入を要しないこと。

(5) 氏名を記載し、相印することに代えて、署名することができる。

2. 入力上の注意

(1) 入力すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままですること。

(2) 選択肢が示されている場合は、選択肢の番号を選択すること。

3. 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入し、又は入力すること。

4. 「ぼく露作業報告対象物の名稱」の欄は報告を行なう物(以下「ぼく露作業報告対象物」という。)の名稱を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号)に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入し、又は入力すること。

5. 「対象物等の用途」の欄は、ぼく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物(以下「ぼく露作業報告対象物等」という。)の用途ごとに、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。

6. 「ぼく露作業の種類」の欄は、ぼく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりぼく露するおそれのある作業(以下「ぼく露作業」という。)について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。ただし、コードが30から49までに掲げるぼく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50に該当するものとし、具体的なぼく露作業の種類を記入し、又は入力すること。

7. 「対象物等の名稱」の欄は、ぼく露作業報告対象物等の名稱を記入し、又は入力すること。

8. 「年間製造・取扱い量」の欄は、報告の対象年ににおけるぼく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、次に掲げるものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるぼく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にぼく

露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

(1. 500kg未満
2. 500kg以上1t未満
3. 1t以上10t未満
4. 10t以上100t未満
5. 100t以上600t未満
6. 1,000t以上)

9. 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の欄は、作業1回当たりのぼく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体にあつては体積を、液体にあつては質量を、液体にあつては体積を、それを算出し、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるぼく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量を乗じて算出すること。

10. 「対象物等の物理的性状」の欄は、ぼく露作業を開始してから当該ぼく露作業を中止し、又は終了するまでの間をいうこと。

(1. 1kg未満又は1kg未満
2. 1kg以上10kg未満
3. 1t以上11kg未満

11. 「ベレット状の固体」
2. 結晶又は粒状の固体
3. 粉細、粗曇、板状、ハサウエー状の固体
4. 液体、(揮発及び液状混合物を含む。)
5. 気体

12. 「ぼく露作業蒸発量の温度」の欄は、ぼく露作業時間のぼく露作業報告対象物等の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. 摂氏0度未満
2. 摂氏0度以上25度未満
3. 摂氏25度以上50度未満
4. 摂氏50度以上100度未満
5. 摂氏100度以上150度未満
6. 摂氏150度以上)

13. 「1日当たりの作業時間」の欄は、当該ぼく露作業に従事していた1日当たりの労働者の一人当たりの1時間の平均のぼく露作業時間について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. 15分/日未満
2. 15分以上30分/日未満
3. 30分/日以上1時間/日未満
4. 1時間/日以上3時間/日未満
5. 3時間/日以上5時間/日未満
6. 5時間/日以上)

14. 「発散抑制措置の状況」の欄は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、遮断栓から4までのいすれにも該当しない場合は、遮断栓5に該当するものとし、具体的な発散抑制措置の状況を記入し、又は入力すること。

(1. 5人未満
2. 5人以上10人未満
3. 10人以上20人未満
4. 20人以上)

15. 「用途が同一であるぼく露作業報告対象物等の設備」
2. 局所排気装置の設置
3. ブラッシュ型換気装置の設置
4. 全体換気装置の設置
5. その他

なお、2以上の選択肢に該当する場合は、当該選択肢のうち、その番号が小さいものから順に2つ選択すること。

(1. 用途が同一であるぼく露作業報告対象物等について、備考6から14まで(備考8及び13を除く。)に規定する報告事項に関するいすれかの報告の内容が異なる場合又

は成分が異なる場合は、これらのはぼく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入し、又は入力すること。